



むくげ



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

9月の税務と労務

- 国税 / 8月分源泉所得税の納付 9月12日
- 国税 / 7月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 9月30日
- 国税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日



9月

(長月) September

19日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

マルサ

国税局査察部の隠語。映画「マルサの女」で一般にも知れ渡りました。通常の税務調査が任意であるのに対して、マルサの調査は捜査令状に基づく強制力を持っていることから強制調査と言われています。国税庁によると、査察により判明した脱税額は、平成16年度で282億円にのぼっています。

ワンポイント

年金受給者が

引き続き

働くとき

社員が六〇歳となったときには、殆どの人に特別支給の老齢厚生年金（以下、便宜的に特老年金といいますが）の受給権が発生します。特老年金は厚生年金保険の加入期間等に応じて支給されるため、加入期間が少ないと当然年金額も少なくなります。そこで、国民年金の加入期間が長い人などであつて、六五歳から支給される老齢基礎年金を六〇代前半から受けたい人には、希望するときから老齢基礎年金を繰り上げて受給できる制度（老齢基礎年金の受給繰上げ制度）を設けています。今回は、特老年金と老齢基礎年金との受給に関する留意点等について掲げます。

特老年金は六五歳から受けた方が得か

Q₁ もうすぐ四〇年近く勤めた当社を定年（六〇歳）となる男性がいます。定年後も再雇用により引き続き働いてもらう予定ですが、この男性の場合、年金は六五歳から受けた方が金額が多くなると聞きました。本当でしょうか。

A そのようなことはありません。年金は、六〇歳になった時点で、国民年金、厚生年金保険などに加入した期間を合計して、原則として二五年以上ある人（老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人）であつて、そのうち一年以上厚生年金保険に加入した期間がある人に当然に支給されます。したがつて、六〇歳から受けられる特老年金を遅らせて六五歳から受けても支給される年金額は本来の金額だけで上乗せされることはありません。

要か **全額支給停止でも受給手続きは必**

Q₂ 六〇歳以後給料を六〇万円から五〇万円に引き下げて働いて

もらう社員がいます。給料が五〇万円ですとこの社員の場合、特老年金は全額支給停止になると聞きましたが、この社員は年金の裁定請求手続きをしなければなりませんか。また、会社が行う手続きがありましたら教えてください。

A まず、この社員がQ₁の要件を満たしているときには、事業所を管轄する社会保険事務所の特老年金を受けるための手続き（裁定請求の手続き）をします。六〇歳以後の給料が五〇万円ですので、殆どの場合、特老年金は全額支給停止になると思われませんが、その後給料が低下し、特老年金を受けられる可能性もありますので手続きは行ってください。また、手続きをしないまま五年を経過すると、五年より前の特老年金を受ける権利は時効により消滅しますので、注意したほうがよいでしょう。なお、五年以内の年金額は遡って支給されますが加算額はつきません。

次に、会社が行う手続きですが、標準報酬等級が一等級以上になりますので、一旦厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、同日付で

資格取得届を提出した方が保険料は安くなります。

特老年金を受けながら老齢基礎年金の繰上げ受給はできるか

Q₃ 特老年金を受けながら老齢基礎年金を繰上げ受給することはできるのですか。

A 特老年金は六〇歳になつたときから受けられますが、老齢基礎年金が受けられるのは六五歳になつた日の翌月からです。ただし、本人が希望すれば六〇歳、六五歳になる前までに繰上げ請求して受け取れることもできますが、この場合は、一定割合で減額され、亡くなるまでその減額率は変わらない他、一度繰上げ請求すると取消しできない等デメリットが多くありますので留意すべきです（後掲Q₆参照）。

老齢基礎年金を繰上げ受給して特老年金を受けることができるのは、昭和十六年四月二日以後に生まれた人です。

ちなみに、昭和十六年四月一日以前生まれの人が老齢基礎年金の繰上げ受給を請求すると、特老年金は六五歳になるまで全額支給停止

となりますので慎重にしたほうがよいでしょう。

在職中でも老齢基礎年金の繰上げ受給は可能か

Q⁴ 国民年金の加入期間が長い社員がいます。できれば若く健康なうちにより多くの老齢給付を受けたいそうで、六〇歳からの老齢基礎年金の受給を希望しています。在職中でも繰上げ受給は可能ですか。

A 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人であつて、六〇歳以上六五歳未満の人は、当分の間六五歳になる前に、在職・退職を問わず老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができます。

この繰上げ請求制度には、全部繰上げと一部繰上げの二つがあり（本人がいずれかを選択できます）、全部繰り上げは、昭和十六年四月二日以後生まれの男性（女性は五年遅れ）に、一部繰上げは昭和十六年四月二日から昭和二十四年四月一日生まれの男性（同）に適用されます。

全部繰上げ請求は、六五歳になる月の前月までできますが、一部

繰上げ請求は特別支給開始年齢（生年月日に応じて定められた特老年金の支給開始年齢のことで、具体的には定額部分が支給される年齢をいいます）になるまでの間にしかできません。

なお、厚生年金保険に加入している間は、特老年金は支給調整（在職老齢年金）されます。

一部繰上げと全部繰上げの手取額の違いは

Q⁵ 厚生年金保険に加入した期間が短い社員が老齢基礎年金を繰り上げる場合、一部繰上げと全部繰上げとではどちらが手取額が多くなりますか。

A 一部繰上げの場合は、特老年金の定額部分を受け取ることができ、全部繰上げの場合は、定額部分を受け取れなくなります。

繰上げ受給制度は難しいです。希望者は、年金手帳、本人を証明できる運転免許証などと認め印を持参して最寄りの社会保険事務所で年金見込額を試算してもらうとよいでしょう。この「制度共通年金見込額照会回答票」には、総受給額逆転年月や累積年金見込

額（六五歳、七〇歳、七五歳時のそれぞれの累積額（繰上げ、繰下げをしない場合の本来額、全部繰上・繰下額、一部繰上額が試算されている）まで記載されていますので参考になるでしょう。

老齢基礎年金繰上げ受給のデメリット

Q⁶ 老齢基礎年金を繰上げ受給したときのデメリットを教えてください。

A 老齢基礎年金を繰上げて受給したときのデメリットは次のとおりです。

一定率を掛けた額が一生涯にわたり減額されます。

昭和十六年四月一日以前生まれの受給権者が被保険者であるときは、その間繰上げ支給の老齢基礎年金は支給停止となります。

繰上げ請求した後に、障害基礎年金は受けられません。

遺族厚生年金を受けている人が繰上げ請求すると、遺族厚生年金が六五歳になるまでは支給停止されます。また、繰上げ請求後に遺族厚生年金を受けられるようになったときは、いずれか

を選択（六五歳以後は両方受けられる）することになります。

寡婦年金（国民年金の第一号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合計した期間が、原則として二五年以上あり、かつ、一定要件を満たした六五歳未満の妻があるときに、六〇歳〜六五歳になるまでの最大で五年間、老齢基礎年金の四分の三相当額が支給）の受給権は、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したときは消滅します。

付加年金（老齢基礎年金をより多く受けることを希望する人が、付加保険料（一月四〇〇円）を支払ったときに、その保険料納付済期間に応じて老齢基礎年金に上乗せして支給される国民年金独自の給付）についても、老齢基礎年金と同様に一定率を掛けた額が減額されます。

昭和十六年四月一日以前に生まれた人が老齢基礎年金を繰上げて受給する場合には、特老厚生年金は支給停止となります。

私傷病で働けないときの給付

Q 仕事以外のケガや病気（私傷病）で働けなくなったときに雇用保険から支給される生活給的な給付等について、(1)離職して療養する場合、(2)離職後から求職の申込みをするまでの場合、(3)求職の申込み以後の場合に分けて教えて下さい。

A 私傷病で働けないようになった場合の給付等は、次のようになります。

(1) 離職後に、在職中の私傷病の療養をするときには、働く能力がないと判断され、雇用保険からの給付は行われません。ただし、引き続き30日以上仕事に就くことができないときには、住所地のハローワークに受給期間の延長申請をすることにより、本来の受給期間（原則として、離職日の翌日から1年間）を先延ばしすることができます。

(2) 離職後から住所地のハローワークに求職

の申込みをするまでの間に私傷病になって、引き続き30日以上仕事に就くことができないときには、(1)と同様に受給期間延長の申請ができます。

(3) 求職の申込み以後の取扱いは、次のとおりです。

引き続き15日以上仕事に就くことができない場合...その受給期間内において、私傷病のため基本手当を受けることができない日について、基本手当に代えて「傷病手当」が支給されます。傷病手当は基本手当と同額で、所定給付日数から既に支給された基本手当を控除した日数が限度となります。

仕事に就くことができない期間が15日未満の場合...通常の基本手当が支給されます。

仕事に就くことができない期間が引き続き30日以上ある場合...傷病手当を受けるか受給期間の延長申請をするかを選択することになります。働けない状態が長引くようでしたら受給期間の延長を申し出たほうが無難でしょう。

任意加入制度

老齢給付を受けるには、国民年金、厚生年金保険などに加入した期間が、原則として二五年以上必要です。これをクリアできないと老齢基礎年金や老齢厚生年金などは支給されず、無年金者となります。

そこで、六〇歳になった時点で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない第二号被保険者（会社員や公務員など）を除いた人などが、住所地の市区町村役場に申出て被保険者となることのできる制度（任意

加入制度）を設けています。

この制度には、六〇歳以上六五歳未満の人と六五歳以上七〇歳未満の高齢者（昭和四十年四月一日以前生まれに限る）が加入できる制度（高齢任意加入制度）の二つがあります。前者は老齢基礎年金の受給資格期間を満たせない人及び受給資格期間を満たしている人であっても満額に近い老齢基礎年金を受けたい人が加入できますが、後者はあくまで受給資格期間を満たすための特例措置です。

高齢者就業実態調査

厚生労働省から「平成十六年高齢者就業実態調査結果の概況」が発表されました。

このうちの個人調査によると、雇用者の雇用形態は、「雇用期間を特に定めなかつた雇用の割合が六六・九%（女性は六八・七%）」と男女とも最も多く、次いで、「一カ月を超え一年以内の雇用期間を定めての雇用」割合が一八・五%（同二一・六%）、「一年

を超え五年以内の雇用期間を定めての雇用」割合が一三・〇%（同七・七%）となっています。

年齢階級別には、男性は六〇～六四歳、六五～六九歳のいずれの年齢階級も五五～五九歳に比べ「雇用期間を特に定めなかつた雇用の割合が大幅に下回り、「一カ月を超え一年以内の雇用期間を定めての雇用」割合が大幅に上回っています。一方、女性については年齢階級による大幅な変化は男性ほど見られません。